

## 東北大学学際科学フロンティア研究所テニユアトラック制度に関する内規

制定 令和元年5月14日

研究所長裁定

改正 令和3年5月18日

### (趣旨)

第1条 この内規は、「学際科学フロンティア研究所を活用した優秀な若手研究者育成システムの構築」(平成30年9月18日部局長連絡会議・教育研究評議会承認)に基づく東北大学学際科学フロンティア研究所(以下「本研究所」という。)におけるテニユアトラック制度に関する事項について定めるものとする。

### (目的)

第2条 本研究所で任期を定めて雇用する国際的にトップレベルの優秀な若手教員が、任期満了後に引き続き独立した研究環境の下トップレベル研究を実施するため、本学への雇用を促進することを目的とする。

### (定義)

第3条 この内規において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 テニユア 国立大学法人東北大学職員就業規則(平成16年規第46号)第2条第2項に規定する教員のうち、任期の定めのない教員としての身分
- 二 テニユアトラック制度 テニユアトラック期間満了時まで、テニユア付与に係る審査を行う仕組み
- 三 テニユアトラック教員 テニユアトラック制度により雇用された教員
- 四 テニユアトラック期間 テニユアトラック制度により雇用されてから、テニユアが付与される前日までの期間(テニユアが付与されない場合は、付与されるとした場合の付与前日までの期間)
- 五 メンター教員 本研究所で雇用されるテニユアトラック教員を支援する教員
- 六 メンター部局 メンター教員の所属する部局
- 七 テニユア審査 本研究所で雇用されるテニユアトラック教員を引き続き本研究所でテニユア教員として雇用することの適否に係る審査

### (テニユアトラック教員の職名)

第4条 テニユアトラック教員の職名は、助教とする。

(テニユアトラック教員の任期)

第5条 テニユアトラック教員の任期は、国立大学法人東北大学教員の任期に関する規程(平成16年規第72号)に定めるところによる。

(テニユアトラック教員の給与)

第6条 テニユアトラック教員の給与は、国立大学法人東北大学職員給与規程(平成16年規第55号)第1条の2第3号に定める第3号年俸制を適用するものとする。

(同意)

第7条 テニユアトラック教員を雇用する場合にあっては、テニユアトラック制度が適用されることについて、労働条件通知書により雇用される本人の同意を得るものとする。

2 前項の同意を得る際に、テニユア審査等の実施基準について、併せて明示するものとする。

(テニユア審査委員会)

第8条 本研究所にテニユア審査委員会(以下「委員会」という。)を置く。

2 委員会は、次の各号に掲げる事項を審議する。

- 一 本研究所内のテニユアトラック制度に関すること
- 二 テニユア審査に関すること

(委員会の構成)

第9条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- 一 研究所長
- 二 各領域の教授(主査)
- 三 本研究所の専任の教授(前号に掲げる委員を除く。)
- 四 研究所長が指名した者

(委員会の委員長)

第10条 委員会の委員長は、研究所長をもって充てる。

2 委員長は委員会の会務を総理する。

(テニユア付与に係る審査)

第11条 委員会はテニユア審査を年1回行う。

2 委員会は、テニユアトラック教員の任期満了直前の委員会において、テニユア審査を行い、本研究所運営委員会の議を経て、その結果を別紙1のテニユア審査結果通知書により、本人に通知する。

- 3 テニユア審査の実施基準等については、別に定める。
- 4 テニユアトラック教員は、テニユア審査の中で本研究所の任期付き准教授の昇任審査を受けることができる。
- 5 任期付き准教授の昇任審査に係る実施基準等については、別に定める。

(審査後の処遇)

- 第12条 前条第1項におけるテニユア審査に合格したテニユアトラック教員は、テニユアを付与した助教とする。また合格者のうちで、任期付准教授の昇任審査の合格者は、本人の希望により任期付き准教授とする。ただし、テニユア助教の業務内容は、テニユア付与後5年経過以降において、所属部局の変更および管理運営業務従事への変更を含むものとする。
- 2 前条第1項におけるテニユア審査に不合格であった者は、テニユアトラック期間満了をもって退職とする。ただし、本研究所は当該テニユアトラック教員をテニユアトラック期間終了後2年の範囲内で雇用することができる。

(テニユア審査結果に対する不服申し立て)

- 第13条 テニユア審査を受けたテニユアトラック教員は、当該審査結果に対し、不服がある場合には、別紙2の申立書により、研究所長に対し不服申し立てを行うことができる。なお、不服申し立ては、審査結果の通知を受けた日の翌日から起算して、14日以内に行わなければならない。
- 2 研究所長は、前項の申し立てに基づき、委員会において再審査を行い、その結果をテニユアトラック教員に通知するものとする。なお、結果は、申立書を受理してから、3か月後までに本人に通知するものとする。
  - 3 委員会で再審査を行う場合には、新規の委員を加えるものとする。

(テニユアトラック期間の延長)

- 第14条 テニユアトラック期間中、テニユアトラック教員が育児休業・介護休業等を取得した場合において、当該休業等の期間の範囲内でテニユアトラック期間を延長することができるものとする。

(メンター部局等との連携)

- 第15条 テニユアトラック教員が、引き続き本学において独立した研究環境の下トップレベル研究を実施するため、また、学内の他の部局への雇用を促進するための、メンター部局との連携については別に定める。

(雑則)

第16条 この内規に定めるもののほか、テニユアトラック制度の実施に関し必要な事項は、研究所長が別に定める。

附 則

この内規は、令和元年5月14日から施行し、平成30年9月18日から適用する。

附 則

この内規は、令和3年5月18日から施行し、令和3年4月1日から適用する。

(別紙1)

令和 年 月 日

XXXXXXXX 殿

東北大学学際科学フロンティア研究所長

XXXXXXXX

テニユア審査結果通知書

東北大学学際科学フロンティア研究所テニユアトラック制度に関する内規第11条の規定に基づき、下記のとおり決定しましたので通知します。

記

1. テニユア付与に係る審査の結果 可・否
2. 任期付准教授昇任審査の結果 可・否
3. 審査結果の要旨
4. 備考

以上

(別紙2)

申 立 書

年 月 日

東北大学学際科学フロンティア研究所長 殿

(氏名)

私は、東北大学学際科学フロンティア研究所テニユア審査委員会によるテニユア付与に係る審査の結果、テニユア付与を認めないこととなった旨の通知を受けましたが、東北大学学際科学フロンティア研究所テニユアトラック制度に関する内規第13条の規定に基づき、以下の理由により不服申し立てをいたします。

〔審査結果の通知を受けた日〕 年 月 日

〔理由〕 XXXXXXXX

〔添付資料〕

・ XXXXXXXX

## 東北大学学際科学フロンティア研究所テニュアトラック制度に関する内規に対する補足

制定 令和3年5月18日  
研究所長裁定

### (趣旨)

第1条 この補足は、「東北大学学際科学フロンティア研究所テニュアトラック制度に関する内規」における事項について補足する。

### (目的)

第2条 本研究所で任期を定めて雇用する国際的トップレベルの優秀な若手教員が、任期満了後に引き続き独立した研究環境の下トップレベル研究を実施するため、学内の他部局への雇用を促進することを目的とする。

### (定義)

第3条 この補足において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 テニュア 国立大学法人東北大学職員就業規則第2条第2項に規定する教員のうち、任期の定めのない教員としての身分
- 二 テニュアトラック制度 テニュアトラック期間満了時までに、テニュア付与に係る審査を行う仕組み
- 三 テニュアトラック教員 テニュアトラック制度により雇用された教員
- 四 テニュアトラック期間 テニュアトラック制度により雇用されてから、テニュアが付与される前日までの期間（テニュアが付与されない場合は、付与されるとした場合の付与前日までの期間）
- 五 メンター教員 本研究所で雇用されるテニュアトラック教員を支援する教員
- 六 メンター部局 メンター教員の所属する部局
- 七 テニュア審査 本研究所で雇用されるテニュアトラック教員を引き続き本研究所でテニュア教員として雇用することの適否に係る審査
- 八 採用審査 本研究所で雇用されるテニュアトラック教員を引き続きメンター部局又は他の関連する部局（以下「メンター部局等」という。）でテニュア教員または非テニュア教員として雇用することの適否に係る審査

### (メンター部局等との連携)

第4条 研究所長は、テニュアトラック教員の採用時のほか、4月から9月までの採用者についてはテニュアトラック期間3年目以降の年度当初に、また、10月から3月までの採

用者については4年目以降の年度当初に別途メンター部局等の長にテニュアトラック教員の採用可能性について照会しなければならない。

- 2 研究所長は、前項の照会をする際には、テニュアトラック教員の業績リスト等の評価資料をメンター部局等の長に送付しなければならない。
- 3 第1項の照会を受けたメンター部局等の長は、部局の採用計画を踏まえたテニュアトラック教員の採用可能性について検討後、研究所長にその結果を報告するものとする。
- 4 第1項の照会にかかわらず、メンター部局等でテニュアトラック教員の採用の可能性がある場合は、当該メンター部局等の長は、研究所長にその旨を報告するものとする。
- 5 研究所長は、第3項、第4項の報告の結果をテニュアトラック教員に通知するものとする。

#### (業績評価)

第5条 研究所長は、年度末までに業績評価を実施しなければならない。

- 2 研究所長は、前項の業績評価の結果を遅滞なくメンター部局等の長に送付しなければならない。

#### (メンター部局等による採用)

第6条 第4条によりテニュアトラック教員の採用可能性があり、テニュアトラック教員が実施を希望する場合には、前条に掲げる業績評価の結果及びメンター部局等における審査基準等を踏まえ、メンター部局等において採用審査を実施するものとする。

- 2 メンター部局等の長は、前項に掲げる採用審査の実施の有無及び採用審査の結果を遅滞なく研究所長に報告するものとする。

#### (所属)

第7条 前条第1項に掲げる採用審査に合格したテニュアトラック教員は、引き続きメンター部局等において雇用されるか、または本研究所とメンター部局等との学内クロスアポイントとして雇用される。

- 2 前項の場合において、メンター部局等において引き続き雇用される場合の教員の職、任期及びその他の処遇については、雇用部局において定めるものとし、本研究所とメンター部局等との学内クロスアポイントとして雇用される場合の教員の職、任期及びその他の処遇については、本研究所とメンター部局等の雇用部局間で協議して定めるものとする。

#### (人件費)

第8条 第6条第1項に掲げる採用審査の結果によりメンター部局等に雇用されることとなった教員の人件費は、原則として当該部局が負担し、本研究所とメンター部局等との学内クロスアポイントとして雇用されることとなった教員の人件費は、原則として当該



部局間で協議の上、部局間で分担して負担する。ただし、本研究所が別に認めた場合には、この限りでない。